

# 甲州市重層的支援体制整備事業 実施計画

(計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日)

令和5年4月

山梨県甲州市

## 1 重層的支援体制整備事業創設の背景及び経緯

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、孤独死、家庭内暴力、虐待、犯罪など生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来のサービスでは対応できない問題が出てきています。また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、福祉課題は複雑化、深刻化しており、これまでの子ども・障害者・高齢者など分野別の支援体制では、対応が困難になっている現状があります。

このような中で、本市では令和2年3月に「支え合い、安心・安全の暮らしづくり」を基本理念に「人づくり」「体制づくり」「仕組みづくり」「環境づくり」を柱とした「第3次甲州市地域福祉計画（計画期間令和2年度から令和6年度まで）」を策定しました。令和2年度に各種障害に加え、DV、児童虐待など複合ケース課題に対応するため、「障害者地域生活支援センター」内に「子ども家庭総合支援拠点事業」を取り入れ、「子ども家庭障害者支援センター」とすると共に、厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、甲州市社会福祉協議会に相談支援包括化推進員を配置（委託）し、8050、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯へ連携した支援を行ってきました。

さらに、国では改正社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括化支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本市では、これまで取り組んだ「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」で得たノウハウを生かし、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指すために、令和4年度から「甲州市重層的支援体制整備事業」を実施しています。

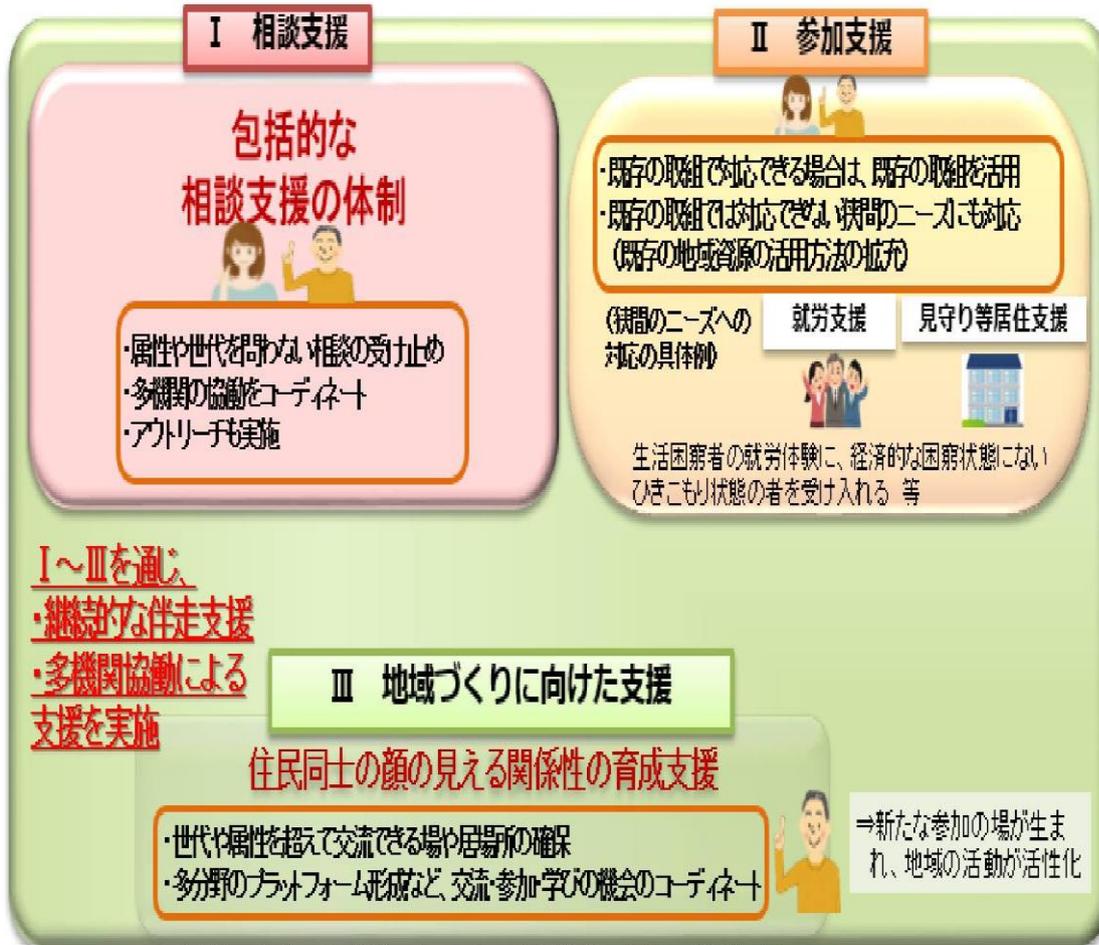
## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）」に依拠した重層的支援体制整備事業実施計画です。また、同条第3項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、市地域福祉計画、市高齢者いきいきプラン、市障害者総合計画、市子ども・子育て支援事業計画等との調和を保ち、地域共生社会の実現に向け、

地域福祉を推進するため策定するものです。

### 3 重層的支援体制整備事業の目的

本事業は、甲州市において対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、既存の介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、市全体で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

（「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）」P.6より抜粋）

## 4 甲州市重層的支援体制整備事業の基本方針

すべての市民にとって、「解決できる」を実感できる支援体制の整備を行います。

### (1) 断らない支援体制を構築します。

①課題を抱えた市民がいずれかの相談窓口につながっており、支援を継続出来る体制にします。

②課題を抱えた市民の相談の中断をできるだけ減少させます。

③相談窓口から次の支援機関や福祉サービスにつなげる時は、確実につなげる支援をします。

### (2) 市民一人ひとりの課題を的確に把握します。

①複雑化・複合化した支援ニーズの当面の目標を設定できるようにします。

②複雑化・複合化した支援の内容や課題を明確にできるようにします。

③複雑化・複合化した支援の期日や期間を明確にできるようにします。

### (3) 課題に沿った支援を組織的に進めます。

①一人の支援者が行うのではなく、チームで支援を行える体制を整えます。

②支援機関から支援機関へ引き継ぎを行う時は、丁寧に行い、支援が途切れることのないよう確実に引き継ぎます。(バトンを渡すリレー的な支援に加え、伴走的な支援を行います。)

③個人情報保護を保護するだけでなく、本人のために正しく使えるような体制を整えます。

## 5 重層的支援体制整備事業において求められる事項

### (1) 包括的な支援を実現する体制の構築

どこに相談したらよいかわからない相談については、これまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、属性によることなく、まずは庁内のどの相談部署においても初期対応した上で、これらの相談を集約し、市全体で包括的な相談支援が行える体制を構築します。

### (2) 相談する側に立った相談支援体制の構築

市役所に手続きに来て、「ついでに」「誰でも」相談できるニーズと、「知られたくない」相談のニーズに合わせた相談しやすい相談窓口の設置を図ります。

### (3) 相談支援とサービスの提供を円滑につなぐ

相談支援と事務事業を円滑につなぐことと、相談支援をサービス支給に円滑につなぐ体制づくりを行います。

## 6 事業実施に向けた支援体制構築

### (1) 段階的な相談支援体制の整備

子ども・障害・高齢者など、それぞれの分野の相談窓口を包括的に整備するなど、できるところから取り組むようにします。

### (2) 多機関協働の促進

各分野に共通の課題は、多機関協働を進め、さらに全体の包括化を進めます。

### (3) 職員の意識の醸成と相談・支援力の向上

関係各課長及び各担当リーダー等の基幹職員の参画意識を向上し、相談支援担当者1人の支援から市全体で支援するという姿勢にし、個々の市民の状況を理解し対応する職員の支援力の向上を図ります。

## 7 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

### (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

#### 事業の内容

介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を包括的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める体制を構築し、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

また、相談を受けた際には支援機関のネットワークを活用して対応するほか、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。

主な対象区分	実施する事業	拠点設置数	実施体制
介護	・地域包括支援センター	1	地域包括支援センターの運営 【支援対象者】65歳以上の高齢者等 【業務内容】総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント 【所管課】介護支援課 【実施方式】直営
障害	・子ども家庭障害者支援センター (通称:福祉あんしん相談センター) 子ども家庭総合支援拠点 障害者相談支援事業 地域活動支援センター	1	障害者相談支援事業 【支援対象者】障害のある方及びその家族等 【業務内容】一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、就労支援、発達障害児及び家族等への支援 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営、一部委託(障害者相談支援の一部は、甲州市社会福祉協議会へ委託)

子育て	・子育て世代包括支援センター	1	利用者支援事業 【支援対象者】子ども及びその保護者等 【業務内容】母子保健型として保健師が妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービスの情報提供、支援プランの作成等 【所管課】健康増進課 【実施方式】直営
生活困窮	・生活困窮者自立相談支援事業	1	自立相談支援事業 【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・支援提供、支援計画の評価等 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】委託：甲州市社会福祉協議会

## (2) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び同項第 6 号）

### 事業内容

複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の課題を解きほぐし、狭間のニーズを抱える事例の支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。また支援プランの作成（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

主な対象区分	実施する事業	拠点設置数	実施体制
属性に関わらない 全市民	・多機関協働事業	1	重層的支援会議の設置 【支援対象者】複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しく、各種支援機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する方

			<p>【業務内容】 本人の同意を得た上で、支援計画を策定する。重層的支援会議の主催と各相談支援機関とのネットワークの構築</p> <p>【所管課】 福祉総合支援課</p> <p>【実施方式】 直営</p>
--	--	--	--

**(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）**

事業内容

長期にわたるひきこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

主な対象区分	実施する事業	拠点設置数	実施体制
属性に関わらない 全市民	・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	1	<p>アウトリーチ事業</p> <p>【支援対象者】 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない方や支援につながることに拒否的な者</p> <p>【業務内容】 情報収集と支援を導入するまでの事前調整や手紙の送付、家庭訪問、同行支援などの関係性構築に向けた支援を行う。また支援会議の開催（法第 106 条の 6）</p> <p>【所管課】 福祉総合支援課</p> <p>【実施方式】 直営</p>

#### (4) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

##### 事業内容

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

主な対象区分	実施する事業	拠点設置数	実施体制
属性に関わらない 全市民	・参加支援事業	1	地域・社会参加支援事業 <b>【支援対象者】</b> 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない、個別性の高いニーズを有している者。 <b>【業務内容】</b> 自尊心や自己肯定感の向上を図るための定期的なプログラムの提供や、家族から自立したひとり暮らしを図るための見守り等居住支援の提供。また上記に付随したプランの作成。 <b>【所管課】</b> 福祉総合支援課 <b>【実施方式】</b> 委託：社会福祉法人 山の都福祉会

#### (5) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

##### 事業内容

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

主な対象区分	実施する事業	拠点設置数	実施体制
介護	・地域介護予防活動支援事業	10	健幸隊 <b>【支援対象者】</b> 65 歳以上の高齢者等 <b>【業務内容】</b> 介護予防を目的とした 10 名以上のグループで、介護予防、仲間づくり、生きがい作り、健康や心身機能の向

			上を目指す。 【所管課】介護支援課 【実施方式】直営
介護	・生活支援体制整備事業	12	生活支援体制整備事業 【支援対象者】65歳以上の高齢者等 【業務内容】日常生活上の支援が必要な高齢者等が、地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくにあたって、必要と考えられる多様な主体による様々な生活支援・介護サービスの提供体制を構築し、地域で支えあう体制づくりを推進する。 【所管課】介護支援課 【実施方式】委託：甲州市社会福祉協議会
障害	・地域活動支援センター	2	地域活動支援センター 【支援対象者】障害のある方 【業務内容】地域で生活する障害のある方に、創作活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図り、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう援助を行う。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営及び委託（もみの樹園に委託）
子育て	・地域子育て支援拠点事業	4	地域子育て支援拠点事業 【支援対象者】子育て中の親子 【業務内容】親子の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言や援助を行い、地域の子育て機能の充実に努める。 【実施方式】委託 こすもす・こども館（社会福祉法人塩山福祉会）

			ちゅうりっぷクラブ（社会福祉法人赤保福祉会） のびちびチッコひろば（社会福祉法人さくら福祉会） あっぷっぷ（NPO 法人すてっぷ・あっぷる） <b>【所管課】</b> 子育て・福祉推進課
属性に関わらない 全市民	・生活困窮者等のための地域づくり事業	1	生活困窮者等のための地域づくり事業 <b>【支援対象者】</b> 全市民 <b>【業務内容】</b> 地域活動の担い手やそれをコーディネートする市民に対する研修会を実施する。 <b>【所管課】</b> 福祉総合支援課 <b>【実施方式】</b> 直営

## 8 会議の設置

重層的支援体制整備事業の円滑な実施に当たり、事業全体の調整や個別の支援計画の策定等のため、3つの会議を設置します。

### (1) 重層的支援会議

多機関協働機関が開催し、検討事項は次のとおりとします。

- ・支援計画の適切性の協議
- ・支援終了時の評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

### (2) 重層的支援体制整備支援会議

法第106条の6に基づく会議であり、会議の構成員には守秘義務を課します。

- ・気になる事案の情報提供・情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

### (3) 重層的支援体制整備事業庁内連携会議

重層的支援体制整備事業における福祉総合支援課、子育て・福祉推進課、介護支援課及び健康増進課の連携を深め、円滑な事業推進を図るため、庁内連携会議を設置します。

## 9 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の円滑な実施にあたり、次のとおり関係諸施策並びに関係団体との連携を図るよう努めるものとします。

- ・生活保護制度
- ・地域力創造事業（地域おこし協力隊）

- ・成年後見制度利用促進事業
- ・民生委員・児童委員等
- ・人権擁護委員、行政相談員及び消費生活相談員 等
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会及び精神保健福祉士会 等
- ・法テラス
- ・自殺対策
- ・ひきこもり対策
- ・子ども家庭総合支援拠点事業
- ・DV 被害者支援施策
- ・公共職業安定所
- ・シルバー人材センター
- ・上下水道事業
- ・保護観察所、保護司等
- ・地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）
- ・教育委員会、学校等
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等 など

## 10 地域福祉計画との関係

第3次甲州市地域福祉計画は、第2次甲州市総合計画の分野別計画として位置付けるものであり、本市の将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

本計画は、第3次甲州市地域福祉計画に示されている「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を推進するため、策定するものであり、児童福祉（子育て支援）、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげ、健康づくり、防災、まちづくりや男女共同参画など、当該事項の推進において関連がある分野との整合性を図ります。

### （1）計画期間と見直し

第3次甲州市地域福祉計画は、令和4年度に中間見直しを行い、重層的支援体制整備事業内容が盛り込まれたことから、本実施計画は、甲州市地域福祉計画との整合性を鑑み、実績等を勘案して令和6年度の甲州市地域福祉計画見直し時に改定を行います。

### （2）策定方法

年度ごとの実施状況を確認し評価を行い、PDCA サイクルにより実施計画の見直しへ向けた議論を福祉総合支援課、子育て・福祉推進課、介護支援課及び健康増進課等の関係課により構成される重層的支援体制整備事業庁内連携会議で検討し、地域福祉推進委員会に諮るものとします。